

平成 24 年度第 3 回 八戸市虐待等防止対策会議 会議概要

▼ 開催日時・出席者

日 時： 平成 24 年 8 月 30 日（木） 10：00～11：00

場 所： 市庁別館 2 階 会議室 C

出席者： 以下のとおり（計 26 名）

対策会議委員 (50 音順)	安田 真（会長）	分枝 勝則
	柳澤 沙季子（副会長）	前田 由美
	越後 秀	南 義廣
	高坂 精一	池田 和彦
	小西 秀明	西山 千晴
	奥瀬 敦子	夏堀 愛子
	天摩 雅和	山田 啓子（代理）
	新原 秀郎	千葉 誠
	古舘 義美	2 名欠席
	梅内福祉部次長兼障がい福祉課長、障がい福祉課職員 1 名	
庁内関係部署職員	佐々木子ども家庭課長、子ども家庭課職員 3 名	
事務局	長久保福祉政策課長、大橋主幹（福祉政策 G L）、壬生主事	

▼ 会議内容

■ 次第

- 1 開会
- 2 議題
 - 案件 1：八戸市における障がい者虐待防止体制について
 - 案件 2：八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画について
- 3 その他
- 4 閉会

■ 議事の概要

- ・ 障がい福祉課より、平成 24 年 10 月 1 日から施行される障害者虐待防止法に係る八戸市の取組体制について説明があり、内容について意見交換を行った。
- ・ こども家庭課より、前回会議であげられた「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画案」に関する意見等への回答と、計画案の修正内容について説明があり、内容について意見交換を行った。

■ 案件の内容（まとめ）

案件 1：八戸市における障がい者虐待防止体制について

- 資料に基づき、平成 24 年 10 月 1 日から施行される障害者虐待防止法に係る今後の八戸市の取組体制について説明があり、その後、意見交換を行った。主な意見・質問は以下のとおり。

【主な意見・質問】

- ・（委員）資料 1 枚目の「1．虐待防止法の概要」の「(2) 市町村の役割と責務、使用者による障害者虐待」については、障がい者が就職した先での雇用者による虐待のことだと思うが、この資料を見ると、市町村の役割が“都道府県への通知”だけになっている。実際に事例が発生した場合、市は何らかの対応を行うのか。雇用関係になると、労働局も関係してきて対応が複雑になる場合もあるが、市としても何か役割があるのではないか。このままでは説明が不十分だと思う。また、就業支援センターとの関わりについても説明をお願いしたい。
（障がい福祉課）実際に通報があった場合、当然事実確認を行った上で県に連絡するので、通報があったという県への通知だけというわけではない。ただ、最終的には労働局での対応になるので、市の役割は最後の対応までは及ばない。加えて、就業支援センターとの関わりについても、市が通報までの役割を担うのみということから、特段関係はない。
- ・（委員）障がい者虐待防止センターは休日と夜間も対応するとあるが、それは相談支援事業を委託している 3 事業所が対応するということか。
（障がい福祉課）その通りである。
- ・（委員）今後、実際に虐待の相談が寄せられてくると思うが、（他の虐待の事例を見ると）ケースはその相談 1 回で終わるということは無いと思う。その後の対応を検討したり、事後経過を見ていったりするという面が、今回の資料からは見て取れない。例えば、専門の会議を開くとか、そのあたりはどのように考えているか。
（障がい福祉課）ケースは相談 1 回で解決できるものとは考えていない。最終的な解決のところまでフォローしていきたいと考えている。個別にケース会議を開いて対応していく必要があるが、高齢者虐待のケース会議と連携できる面があるので、ゆくゆくは合同でのケース会議を開きたいと考えている。また、障がい福祉課には精神保健福祉士と保健師がいるが、さらに体制を充実できるように努めたいと考えている。

案件 2：八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画について

- 資料に基づき、「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画案」へのパブリックコメントの結果と、寄せられた意見への回答と計画案への反映内容について説明があり、その後、意見交換を行った。主な意見・質問は以下のとおり。

【主な意見・質問】

- ・（委員）加害者側への支援について記載があるが、非常に大切なことと思う。自分の行動がDVであることに気付いていないケースもあると聞くので、そうした部分のケアも必要だ。公的機関だけでなく、NPOのような市民に身近な団体によってDVについての理解が進むような活動がなされるように、そうした団体の立ち上げ支援も考えてみてはどうか。

（こども家庭課）現状は、行政機関や民生委員児童委員の範囲内でのみDVの事例に対応している。NPOや地域の方々との連携については不足している面があると思うので、今後の課題として検討していきたい。それから、身体的暴力でなければDVではないと認識している方も時々いらっしゃるの、今後もそうした部分をケアできるように啓発を図っていきたい。

- ・（委員）パブリックコメントに68人ものの方々から意見が寄せられたことに驚いている。ところで、「主な意見及び対応一覧表」2ページの一番上の意見に対する回答についてだが、確かにDV防止法第8条で、DVの通報があった場合には警察が対応できると掲げられているものの、身体的暴力でないと何もしないということではない。それから、この意見には、「市民もDVを目撃したら、しっかり通報するべきでは」との意図もあるのではないか。この計画では、市民や地域の支援者に、「ちゃんと通報しましょう」と呼びかけしていく所までやっていくのか、そのあたりを伺いたい。加えて、回答についてもそのことに触れるべきではないか。

（こども家庭課）確におっしゃるとおり。身体的暴力以外のDVについても、考え方を追加させていただく。それからもう一つの御意見については、後ほど検討して、回答を修正したい。

■その他

- 次回の会議については、平成24年12月以降を予定しているが、具体的な日程については、後日、お知らせすることとした。